

## ■ □ 医療費助成制度をご存知ですか？ □ ■

町では生活保護の方を除き、一定の障がいのある方、18歳未満の子がいるひとり親世帯、乳幼児のお子さんを対象に医療費の一部助成を行っています。次の条件を満たしている方で、まだ申請をされていない場合は役場保健課まで届出ください。

### 1. 重度心身障がい者医療費助成制度

- 次に該当する方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。
- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方（内臓系疾患による場合は 3 級も含む）
  - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
  - ・療育手帳の判定 A の方
  - ・上記と同程度の障がいがあると医師が証明する方

### 2. ひとり親家庭医療費助成制度

18歳未満の子がいるひとり親家庭の方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

### 3. 乳幼児医療費助成制度

就学前児童（入院については小学生も対象）は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

### ■届出に必要なもの

- ・印かん
- ・健康保険証
- ・平成 27 年 1 月 2 日以後に転入された方は、平成 27 年度の保護者の所得課税証明書（前市町村で発行）
- ・重度心身障がい者の届出は、各交付手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、または町が定める様式による医師の診断書が必要です。
- ・ひとり親家庭の届出には、戸籍を町外にしている場合、戸籍謄本が必要な場合があります。

### 各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 (柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ)	窓口 1 割負担

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯として助成します。
- ② ひとり親家庭の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護の場合は助成区分に関係なく 1 割負担となります。
- ④ 乳幼児については、就学後も小学生の期間は入院のみ助成の対象となります。入院をする時は届出ください。
- ⑤ 受給者証の提示は、重度心身障がい者及びひとり親家庭は道内、乳幼児については北後志地区及び小樽・札幌市の一部医療機関で有効です。道外で診療を受けた場合や受給者証を提示し忘れた場合等、病院の窓口で保険証のみで受診した時は申請すると差額分が助成されます。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

## 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設のお知らせ

人権擁護委員法の施行日である6月1日は、「人権擁護委員の日」です。この日にちなんで、小樽人権擁護委員協議会では下記の日程で特設人権相談所を開設します。

日頃の人権に関する悩み事や心配ごとについて、人権擁護委員が対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

日程は次のとおりです。

◆場所 中央公民館

日 程	時 間	会 場
平成28年 6月14日（火）	午後1時～4時	101号室
9月13日（火）	午後1時～8時	303号室
12月13日（火）	午後1時～4時	303号室
平成29年 3月14日（火）	午後1時～4時	303号室

### 本町の人権擁護委員は こちらの方です

委員 氏 名
門 脇 静 子
安 田 亘
澤 野 宗 一
大 澤 尚 史
芳 賀 よう子
山 本 茂 雄